

# 観音寺市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付に関するQ & A

観音寺市建設部建設課

## 1. 制度全般について

Q1-1 この事業の目的は何ですか。

A 平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、危険なブロック塀の安全対策を求める社会的な機運が高まったことから、市が指定する道路等に面した危険なブロック塀等の所有者等に対し、撤去費の一部を補助することにより、危険なブロック塀等の撤去を促進するものです。

Q1-2 相談窓口や問い合わせ先はどこですか。

A 観音寺市建設部建設課 建築係となります。

お気軽にお問い合わせください。

電話：0875-23-3942

Fax：0875-23-3967

Mail：[kensetsu@city.kanonji.lg.jp](mailto:kensetsu@city.kanonji.lg.jp)

Q1-3 国や県からの補助金はありますか。

A 国からの補助金を加算した額を市から補助します。補助金額についてはQ3-1をご覧ください。

## 2. 補助の対象となるブロック塀や工事等に関することについて

Q2-1 補助の対象となるブロック塀等は、どのようなものですか。

A 観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱で定める道路等に面し、原則として、道路面からの高さが1.2メートルを超える危険なブロック塀等が対象です。危険なブロック塀等とは、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある（点検表により基準に合致しないものが1項目以上あるものに限る。）補強コンクリートブロック塀やそれ以外の石造、レンガ等による組積造その他これらに類する塀です。

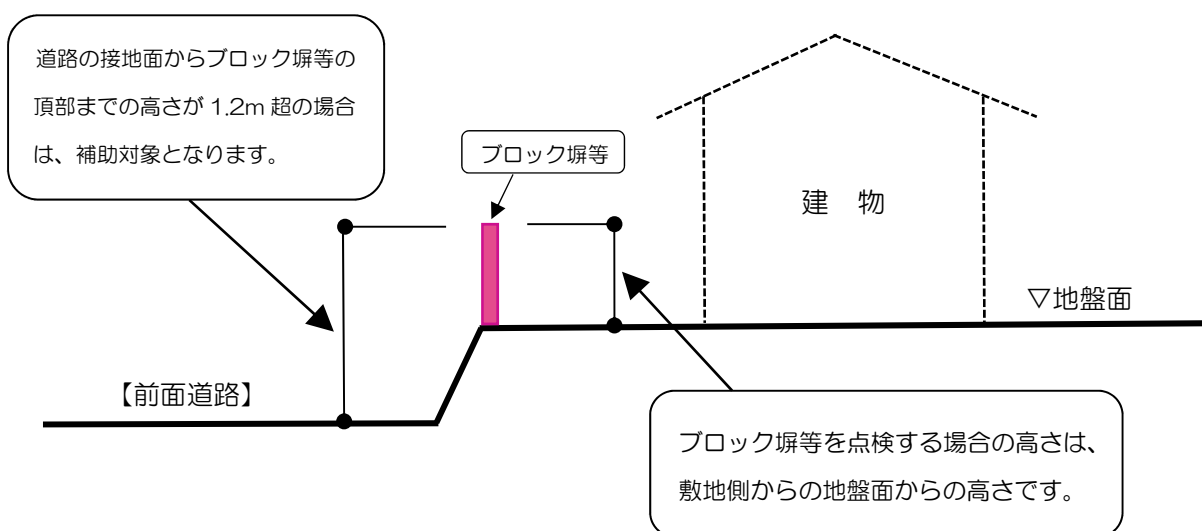
【注意事項：補助対象外について】

下記の部分はブロック塀と一体若しくはブロック塀に附属していても補助対象外となりますのでご注意ください。

- ◆基礎の部分
- ◆門柱、門扉、フェンス部分等

Q2-2 道路と敷地に段差がある場合、ブロック塀の高さの算定基準はありますか。

A 下図のとおりです。ご不明な点は建設課まで事前にご相談ください。



Q2-3 ブロック塀等の基礎部分も補助対象に含まれますか。

A ブロック塀の基礎部分は、補助対象になりません。

※補助対象のみの見積りを取得してください。

Q2-4 ブロック塀に附属する門柱、門扉、フェンスも補助対象に含まれますか。

A 門柱、門扉、フェンス等は、補助対象になりません。

※補助対象のみの見積りを取得してください。

Q2-5 どのような工事が対象となりますか。

A 原則として、危険なブロック塀等の全部（基礎の撤去は補助対象外）を撤去する工事が補助の対象となります。

ただし、敷地等の状況により、ブロック塀等を道路面からの高さを 1.2m 以下で撤去する場合は対象になりますが、石積擁壁の上部、または建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路に面する危険なブロック塀等については、すべて撤去してください。

※建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路の後退線内に新たに塀及びフェンス等を築造することはできません。

※撤去工事は市内に営業所を有する施工業者に限ります。

Q2-6 ブロック塀等に、屋根や庇がかかっており、構造的に一体となっている場合は、補助対象となりますか。

A 建物の外壁とみなすこととなるため、補助対象になりません。

Q2-7 新たにフェンス等を設置する工事は対象となりますか。

A 危険なブロック塀等の解消を目的としておりますので、新たにフェンス等を設置する工事は、補助対象になりません。

Q2-8 撤去後に設置するフェンスや塀等について、要件はありますか。

A 本事業の要件としては特にございませんが、建築基準法等関係法令に適合するよう建築士等の専門家にご相談ください。

Q2-9 道路に面する全ての危険なブロック塀等を撤去する必要がありますか。

A 道路等に面している部分は全て、もしくは道路面からの高さが 1.2m 以下になるように撤去する必要があります。ただし、やむを得ず残す必要がある場合は、事前に建設課までご相談ください。

Q2-10 隣の家との敷地境界部分にブロック塀があるが、対象となりますか。

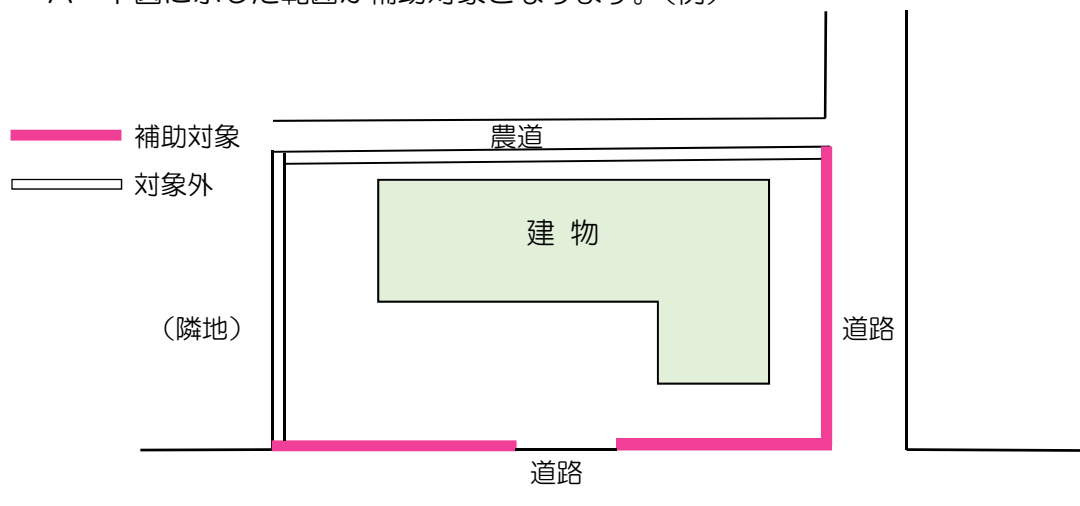
A 補助の対象になりません。要綱で定めた道路等に面して築造している危険なブロック塀等を補助対象としております。

Q2-11 危険なブロック塀を築造した年月による要件はありますか。

A 築造年月の要件はございませんが、Q2-1の要件を満たす必要があります。

Q2-12 道路等に面したブロック塀とはどの範囲が補助対象となりますか。

A 下図に示した範囲が補助対象となります。(例)



Q2-13 補助申請をする前に、撤去工事を終えているが申請できますか。

A 申請できません。(補助対象となりません。ご注意ください。)

Q2-14 補助申請をした場合、ブロック塀の撤去工事はいつからできますか。

- A 補助申請を提出し、交付決定の通知を受けた後に業者と契約してから撤去工事に着手してください。  
交付決定通知前に着手した場合は、補助金の交付を取り消すこととなりますのでご注意ください。

Q2-15 建物の建て替え又は建物の解体工事に併せて行う危険なブロック塀等の撤去も対象になりますか。

- A 補助対象となります。  
ただし、Q2-14 のとおり撤去工事の着手日についてはご注意ください。

Q2-16 危険なブロック塀等の撤去工事の期間に制限はありますか。

- A 補助金の交付決定後に施工業者と契約し、当該年度の1月末日までに工事完了の報告をする必要があります。

### 3. 補助金等に関すること

Q3-1 補助額の上限はいくらですか。

- A 危険なブロック塀等の撤去に要した費用（処分費を含む）の2/3以内の額で、補助金の上限額は16万円/件です。  
なお、対象となる経費は消費税を除く額です。

Q3-2 他の補助制度との併用はできますか。

- A 本補助金を使って撤去する危険なブロック塀等の工事に、他の補助金を併用することはできません。ただし、工事場所が重複しない場合等は併用することは可能です。

#### 4. 補助申請手続き等について

Q4-1 申請者の要件はありますか。

A 原則として、危険なブロック塀等の所有者が申請者となります。

Q4-2 所有者は親ですが、娘の私が申請することはできますか。

A 親子や配偶者の関係であれば申請することができます。  
戸籍抄本等と所有者の承諾書を提出いただき続柄を確認させていただきます。

Q4-3 法人の所有する危険なブロック塀等も補助対象ですか。

A 法人所有の道路等に面するブロック塀等も補助対象となります。  
お気軽にご相談ください。

Q4-4 申請手続きはどのように行うのですか。

A 市内の撤去工事業者との契約をする前に、観音寺市建設課建築係に補助金交付申請書及び、添付書類を提出してください。  
まずは、観音寺市建設課の窓口にご相談ください。  
市の担当者が現地調査を行い、補助対象となるかどうか判断いたします。

Q4-5 申請書類は、どこで入手できますか。

A 申請様式等は、観音寺市のホームページからダウンロードできます。  
また、観音寺市建設課の窓口にも申請書類を備えております。

Q4-6 家族や施工業者（代行者）が申請書類を提出することは可能でしょうか。

A 書類の提出は、家族又は施工業者（代行者）等でも可能ですが、申請書は本人が記入（家族が記入した場合は、本人が内容を確認）してください。  
施工業者等が代行して申請する場合は、申請者の委任状も併せて提出いただく必要があります。

Q4-7 見積書は誰の名前で発行してもらえばいいですか。

A 補助申請者の方の名前で見積書が発行していただくよう市内の施工業者に依頼してください。

Q4-8 完了実績報告書に添付する写真はどのように撮影すればいいですか。

A 撤去する危険なブロック塀等の全景について、撤去前、撤去工事中、撤去完了時の写真を提出してください。各2枚程度、全景を道路側、敷地側等アングルを変えて撮影してください。

Q4-9 補助金申請の申込み期限はありますか。

A 年度ごとに4月から申請受付を開始いたします。  
但し、予算の限度額に達し次第受付を終了させていただきます。  
また、当該年度の1月末日までに工事完了の報告をする必要があります。

## 5. その他

Q5-1 工事をどこに依頼すればいいのか、施工業者を紹介してほしい。

A 市で特定の業者を紹介することはできません。  
市内に営業所を有する施工業者に限りますので、電話帳やホームページ等でお調べいただきお問い合わせください。

Q5-2 ブロック塀を点検した結果、安全と判定されました。  
大規模な地震が発生しても大丈夫でしょうか。

A 災害を未然に防ぐためにも、所有者の皆さまが日頃からひび割れや傾き等の老朽化が進んでいないか等に目を配り、定期的に点検することが大切です。  
異変等を感じた際は、お早めに建築士等の専門家にご相談ください。